



許可一廃第18号

一般廃棄物収集・運搬業許可証

住所 東京都町田市木曾東一丁目34番6号

氏名 株式会社三凌商事

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成4年稲城市条例第32号)第52条第1項の規定により、一般廃棄物収集・運搬業について、下記のとおり許可する。

NO COPY

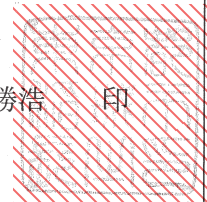
再複製無効

令和4年7月6日

稲城市長

高橋 勝浩

印



記

- 業者番号 18
- 許可の有効期間 令和4年7月20日 から 令和6年7月19日
- 事業の範囲
 - 一般廃棄物の種類
事業系一般廃棄物(食品廃棄物)
 - 収集区域 稲城市内
- 許可の条件
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を厳守し、且つ市長の指示に従うこと。
 - 廃棄物の運搬は、許可申請に登録した車両のみとする。
 - 資源物の中間処理及び最終処分に関しては貴社施設、または、貴社契約施設で対応すること。
 - 収集契約を締結した際、顧客リストを提出すること。
 - 収集契約締結事業所別排出量報告書を毎月提出すること。
 - 貴事業所で請け負った廃棄物は、貴事業所が責任をもって収集、運搬、処分を行うこと。
 - 稲城市内で収集する一般廃棄物に限る。
 - 上記の許可条件に違反した場合、許可を取り消す。

備考

- この許可について不服がある方は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、稲城市長に対し審査請求をすることができます。
- この許可については、上記1の審査請求のほか、稲城市を被告として(訴訟において稲城市を代表する者は稲城市長となります。)、取消しの訴えを提起することができます。期日は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。
- 上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

諸 注 意 事 項

- ・ 廃棄物の処分等においては、努めて資源化を図ること。
- ・ 廃棄物を収集及び運搬する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載しないこと。また、産業廃棄物も同一車両に混載しないこと。
- ・ 法令で定められた収集・運搬の基準を遵守すること。
- ・ 市域外で排出された廃棄物を処分するために、市域内に搬入しないこと。
- ・ 許可業者が収集及び運搬した廃棄物は、原則として処理場に搬入する。
なお、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第21条で定める事業者から受託した事業系一般廃棄物をクリーンセンター多摩川に運搬する場合、「一般廃棄物管理票」（マニフェスト）を市へ提出すること。
- ・ クリーンセンター多摩川へ運搬する場合には、一般廃棄物の受入基準（稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第26条の規定）及び多摩川衛生組合の受入基準を遵守すること。
- ・ 法令及び都条例に適合した車両を使用すること。
- ・ 処理場に廃棄物を搬入する車両は、事前に市へ登録すること。
- ・ 登録台数は必要最小限とし、登録車両以外でのごみの搬入は行わないこと。
- ・ 車庫や駐車場等において、廃棄物等の保管・積替えを行わないこと。
- ・ 廃棄物の運送の際は、搬送路について市から指示があった場合は、それに従うこと。
- ・ 処理場に廃棄物を搬入する際は、作業員はヘルメットを着用するなどの安全対策を講じること。
- ・ 各種リサイクル法に基づき区域外処理施設へ廃棄物の運搬を行う場合は、事前に市へ相談すること。
- ・ 廃棄物の収集先に変更がある場合は、事前に市に報告すること。
- ・ 毎月10日までに前月分の実績報告書を提出すること。
- ・ 塵芥処理手数料は、延滞なく納付すること。
- ・ 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に提示すること。また、他人に貸与、または譲渡しないこと。
- ・ 自己名義をもって他人にその営業をさせないこと。